12

令和６年第４回

多治見市議会定例会
議　案　説　明　資　料

令和６年８月 22 日

目 次

報第12号　専決処分の報告について -- １
報第13号　専決処分の報告について -- １
報第16号　令和５年度決算に基づく健全化判断比率の報告について ------------ ２
報第17号　令和５年度多治見市財政向上指針の実施状況の報告について --------- ３
議第75号　多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正するについて --- ５
議第76号　民生教育分野に係る使用料・手数料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて -- ７
議第77号　経済分野に係る使用料・手数料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて --29
議第78号　多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて --33
議第79号　多治見市印鑑条例の一部を改正するについて------------------------33
議第80号　多治見市手数料条例の一部を改正するについて----------------------34
議第81号　多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて----------------34
議第82号　多治見市企業立地促進条例の一部を改正するについて----------------35
議第83号　多治見市都市公園条例の一部を改正するについて--------------------35
議第84号　令和６年度多治見市一般会計補正予算（第３号）
議第85号　令和６年度多治見市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議第86号　令和６年度多治見市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
議第87号　令和６年度多治見市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
　１　令和６年度会計別補正予算表 --37
　２　令和６年度一般会計予算（補正第３号）の主要内容----------------------38
　３　令和６年度一般会計税等内訳一覧表 ------------------------------------51
　４　令和６年度一般会計予算（補正第３号）の主要内容（継続費・債務負担行為）
　---52
　５　特別会計の主な事業内容 --55
　６　財政判断指数の見込み --57
議第88号　工事請負契約の締結について ------------------------------------58
議第89号　工事請負契約の締結について ------------------------------------58
議第90号　物品供給契約の締結について ------------------------------------59
議第91号　指定管理者の指定について --------------------------------------59
議第92号　東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更に関する協議について --60
議第93号　第８次多治見市総合計画基本計画を変更するについて----------------60
議第94号　多治見市教育委員会委員の任命について----------------------------61
議第95号　多治見市固定資産評価審査委員会委員の選任について----------------61

諮第２号　人権擁護委員の推薦について ------------------------------------61

報第12号　専決処分の報告について

令和６年５月10日午後５時頃、市内笠原町字下原地内の会社敷地から市道870200線へ進入中の普通自動車の右前輪が踏んだグレーチングが跳ね上がり、同車両右後部のタイヤを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和６年７月24日、27,200円と定めた。

〔過失割合：市側80％、相手側20％〕

報第13号　専決処分の報告について

令和６年６月８日午後４時頃、市内北丘町６丁目地内において、市道521707線を東進中の普通自動車の左前輪が踏んだグレーチングが跳ね上がり、同車両左ドア下のサイドシル並びに左後部のタイヤ及びホイールを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和６年８月13日、26,440円と定めた。

〔過失割合：市側80％、相手側20％〕

報第16号　令和５年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

令和５年度決算に基づく健全化判断比率の状況　岐阜県　多治見市		
	実質赤字比率（早期健全化基準）(%)	－ (12.14)
	連結実質赤字比率（早期健全化基準）(%)	－ (17.14)
	実質公債費比率（早期健全化基準）(%)	△ 3.1 (25.0)
	将来負担比率（早期健全化基準）(%)	－ (350.0)

実質赤字比率

区分		実質赤字額(単位：千円、%)
一般会計	(A)	△ 4,384,449
土地取得事業特別会計	(B)	0
市営住宅敷金等特別会計	(C)	0
小計　(A)+(B)+(C)	(D)	△ 4,384,449
標準財政規模	(E)	24,232,639
実質赤字比率　(D)／(E)×100		—

連結実質赤字比率

区分				実質赤字額(単位:千円、%)	資金不足比率 (単位:%)
実質収支	一般会計等	一般会計	(1)	△ 4,384,449	
実質収支	一般会計等	土地取得事業特別会計	(2)	0	
実質収支	一般会計等	市営住宅敷金等特別会計	(3)	0	
実質収支	一般会計等		(4)		
資金不足額又は資金剰余額	法適用事業	水道事業会計	(5)	△ 1,382,696	—
資金不足額又は資金剰余額	法適用事業	病院事業会計	(6)	△ 515,842	—
資金不足額又は資金剰余額	法適用事業	下水道事業会計	(7)	△ 1,204,878	—
資金不足額又は資金剰余額	法適用事業	農業集落排水事業会計	(8)	△ 2,276	—
資金不足額又は資金剰余額	法非適用事業		(9)		
資金不足額又は資金剰余額	法非適用事業		(10)		
資金不足額又は資金剰余額	法非適用事業		(11)		
実質収支	その他特別会計	国民健康保険事業特別会計	(12)	17,674	
実質収支	その他特別会計	介護保険事業特別会計	(13)	△ 218,201	
実質収支	その他特別会計	後期高齢者医療特別会計	(14)	△ 45,815	
実質収支	その他特別会計	駐車場事業特別会計	(15)	△ 23,824	
実質収支	その他特別会計		(16)		
小計　(1)～(16)			(A)	△ 7,760,307	
標準財政規模			(B)	24,232,639	
連結実質赤字比率　(A)／(B)×100				—	

実質公債費比率

区分				決算額(単位：千円、%) 令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度の内訳	
分子	公債費等	元利償還金の額（繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く）	(1)	3,597,984	3,708,948	3,671,628	(3)の内訳	決算額(単位:千円)
分子	公債費等	満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等	(2)	0	0	0	水道事業会計	64
分子	公債費等	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	(3)	636,947	594,751	614,761	病院事業会計	249,669
分子	公債費等	一部事務組合等の起こした地方債の償還に充てたと認められる補助金又は負担金	(4)	0	0	0	下水道事業会計	357,062
分子	公債費等	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	(5)	13,288	13,634	6,110	農業集落排水事業会計	7,966
分子	公債費等	一時借入金の利子	(6)	0	0	0		
分子	特財・算入公債費等	特定財源の額　(都市計画税・その他)	(7)	1,015,153	962,244	1,123,609		
分子	特財・算入公債費等	災害復旧費等に係る基準財政需要額	(8)	3,092,743	2,906,925	2,846,198		
分子	特財・算入公債費等	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	(9)	866,617	868,168	876,603		
分子	特財・算入公債費等	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	(10)	60,809	66,276	68,139	(5)の内訳	決算額(単位:千円)
分子	小計　(公債費等((1)～(6)) － 特財・算入公債費等((7)～(10)))		(A)	△ 787,103	△ 486,280	△ 622,050	喜多緑地整備事業立替資金償還金	4,966
分母	標準財政規模		(11)	24,488,390	23,847,617	24,232,639	小口融資利子補給金	1,144
分母	算入公債費等　(8)～(10)の額		(12)	4,020,169	3,841,369	3,790,940		
分母	小計　(標準財政規模(11) － 算入公債費等(12))		(B)	20,468,221	20,006,248	20,441,699		
単年度実質公債費比率　(A)／(B)×100			(C)	△ 3.84549	△ 2.43064	△ 3.04304		
実質公債費比率　(C)／3						△ 3.1%		

将来負担比率

区分				決算額(単位：千円、%)	令和5年度の内訳	
分子	将来負担額	年度末一般会計等の地方債現在高	(1)	34,677,454	(2)の内訳	決算額(単位:千円)
分子	将来負担額	債務負担行為に基づく支出予定額	(2)	9,944	喜多町緑地整備事業立替資金償還金	9,944
分子	将来負担額	一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に対する一般会計等負担見込額	(3)	6,813,234		
分子	将来負担額	組合等の地方債の元金償還に対する当該団体の負担見込額	(4)	0		
分子	将来負担額	退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額	(5)	5,285,446		
分子	将来負担額	設立法人の負債額等に対する一般会計等負担見込額	(6)	0		
分子	将来負担額	連結実質赤字額	(7)	0		
分子	将来負担額	組合等の連結実質赤字額相当額のうち当該団体の一般会計等の負担見込額	(8)	0		
分子	充当可能財源等	年度末の充当可能基金現在高	(9)	24,916,203		
分子	充当可能財源等	特定の歳入見込額(都市計画税等)	(10)	5,034,383		
分子	充当可能財源等	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	(11)	37,516,969	(3)の内訳	決算額(単位:千円)
分子	小計　(将来負担額((1)～(8)) － 充当可能財源等((9)～(11)))		(A)	△ 20,681,477	水道事業会計	2,543
分母	標準財政規模		(12)	24,232,639	病院事業会計	2,657,011
分母	算入公債費等	災害復旧費等に係る基準財政需要額	(13)	2,846,198	下水道事業会計	4,144,348
分母	算入公債費等	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	(14)	876,603	農業集落排水事業会計	9,332
分母	算入公債費等	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	(15)	68,139		
分母	小計　(標準財政規模(12)－算入公債費等(13)～(15))		(B)	20,441,699		
将来負担比率　(A)／(B)×100				—		

報第17号　令和５年度多治見市財政向上指針の実施状況の報告について

1 収入の増加及び支出の抑制

①収入の増加
　債権管理計画で定める収納率を達成、企業誘致による税収増、使用料・手数料等の見直し及び市有財産の一層の有効活用により財源の確保に努めます。
②支出の抑制
　公共施設のランニングコスト軽減、行政改革の実施による経常経費の抑制に努めます。

諸納付金の収納率

区分			R4年度①	R5年度②	②－①
市 税	現年課税分	目標	98.90%	98.90%	0.00%
		実績	99.13%	99.15%	0.02%
	滞納繰越分	目標	30.00%	30.00%	0.00%
		実績	33.08%	33.58%	0.50%
諸納付金合計 （市税を含む）	現年課税分	目標	98.75%	98.75%	0.00%
		実績	99.04%	99.03%	△ 0.01%
	滞納繰越分	目標	28.20%	28.20%	0.00%
		実績	28.27%	28.73%	0.46%

経常経費（普通会計）

区分	R4年度①	R5年度②	②－①
歳出額	289.9億円	296.8億円	6.9億円
歳出構成比	64.4%	72.8%	8.4%

2 市債残高（一般会計負担分）の上限

　一般会計の市債残高並びに特別会計及び企業会計の市債残高のうち、令和5年度までに一般会計で負担すべき残高の合計を470億円、市債の実残高を590億円以内とします。

市債残高

会計名	（1） 一般会計負担分			（2） 実残高		
	R4年度①	R5年度②	②－①	R4年度①	R5年度②	②－①
一般会計	349.3億円	346.8億円	△ 2.5億円	349.3億円	346.8億円	△ 2.5億円
駐車場事業特別会計	－	－	－	2.3億円	2.0億円	△ 0.3億円
水道事業会計	2.2億円	2.5億円	0.3億円	11.1億円	12.7億円	1.6億円
下水道事業会計	73.9億円	72.2億円	△ 1.7億円	147.8億円	144.4億円	△ 3.4億円
農業集落排水事業会計	0.4億円	0.3億円	△ 0.1億円	0.4億円	0.3億円	△ 0.1億円
病院事業会計	17.2億円	17.0億円	△ 0.2億円	34.4億円	34.0億円	△ 0.4億円
合　計	443.0億円	438.8億円	△ 4.2億円	545.3億円	540.2億円	△ 5.1億円

※端数処理により、合計額等が合わない場合があります。

3 基金の適正な管理

（1） 財政調整基金の可処分額を18億円以上確保します。

財政調整基金の可処分額

区分	R4年度①	R5年度②	②－①
財政調整基金残高　A	68.0億円	75.3億円	7.3億円
災害復旧経費留保分　B	14.6億円	14.1億円	△ 0.5億円
ﾘｽｸ引当金　C	0.0億円	0.0億円	0.0億円
可処分額　（A－B－C）	53.4億円	61.2億円	7.8億円

※端数処理により、可処分額等が合わない場合があります。

(2) 市債償還対策基金(合併特例債分を除く)は、令和5年度末残高を10億円以上確保します。

市債償還対策基金(合併特例債分を除く)

年度	積立額	取崩額	残高
R元年度	1.1億円	0.0億円	7.5億円
R2年度	1.1億円	0.0億円	8.6億円
R3年度	2.1億円	0.0億円	10.7億円
R4年度	2.8億円	0.0億円	13.5億円
R5年度	3.1億円	0.0億円	16.5億円

※端数処理により、残高が合わない場合があります(以下の基金も同様)。

(3) 職員退職手当基金は、令和5年度末残高を20億円以上確保します。

職員退職手当基金

年度	積立額	取崩額	残高
R元年度	0.1億円	0.0億円	20.1億円
R2年度	0.1億円	0.0億円	20.2億円
R3年度	0.1億円	0.0億円	20.2億円
R4年度	0.1億円	0.0億円	20.3億円
R5年度	0.0億円	0.0億円	20.3億円

(4) 庁舎建設基金は、令和4年度末残高を20億円以上確保します。

庁舎建設基金

年度	積立額	取崩額	残高
R元年度	2.0億円	0.0億円	19.1億円
R2年度	1.0億円	0.0億円	20.2億円
R3年度	1.0億円	0.0億円	21.2億円
R4年度	2.0億円	0.0億円	23.2億円
R5年度	2.0億円	0.0億円	25.3億円

(5) 地域振興基金の年間処分額は、上限1億円とします。

地域振興基金

年度	積立額	取崩額	残高
R元年度	0.0億円	0.9億円	17.9億円
R2年度	0.0億円	0.8億円	17.1億円
R3年度	0.0億円	0.7億円	16.4億円
R4年度	0.0億円	0.8億円	15.7億円
R5年度	0.0億円	0.8億円	14.9億円

議第75号　多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正するについて

1　改正趣旨

使用料・手数料等の４年ごとの見直し（以下「定期見直し」という。）に伴い、適正料金を反映するため、標記条例中の規定を整備する。

2　改正内容

ア　建物（駅北庁舎を除く。）の目的外使用料のうち、事務所等の使用料について１平方メートルにつき１月「300円」を「390円」に改め、会議室の使用料について１平方メートルにつき１時間「５円」を「６円」に改める（別表第１関係）。

イ　市の事務所のうち市長が規則で定めるものの会議室の冷暖房使用料について、１時間につき「210円」を「240円」に改める（別表第２関係）。

3　施行日等　令和７年４月１日　※ただし、以下については、公布の日から施行する。

（１）　改正後の規定は、条例の公布日以後に施行日以後の使用について申請した使用に係る使用料から適用し、条例の公布日前に施行日以後の使用について申請した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

【政策の背景及び提案までの経緯(議会基本条例第13条第１号関係)】

※ごみ処理手数料を除き、議第75号から議第77号までにおいて同じ。

多治見市健全な財政に関する条例（平成19年条例第48号）第12条に基づき、使用料、手数料等について、受益と負担との関係を考慮し、定期見直しを行った。

（１）　使用料の見直しについて

ア　年間総コストから計算した１㎡・１時間当たりのコストから計算して得た額に基づき、近隣市又は民間の料金を参考に適正料金を算出した。なお、激変緩和措置として、現行料金の1.3倍を上限とした。

イ　見直し概要

値上げ率	０％（据置き）	10％未満	10％以上20％未満	20％以上30％以下
件数	81件	12件	52件	84件

ウ　値上げ率

	今回	平成28年度	備考
平均値上げ率	14.3％	9.6％（6.4％）	括弧内は消費税率の増に伴う転嫁増分（５％→８％相当分）を除いた値上げ率
値上げ対象のみ	22.2％	12.6％（11.2％）	

（２）　手数料の見直しについて

ア　１件の処理に必要な人件費に物件費を処理件数で除した額を加えて適正料金を算出した。なお、激変緩和措置として現行料金又は近隣市の最高料金の130％を上限とした。

イ　見直し概要

	現行料金	見直し後料金	値上げ率
デザイン及び成型技術に関する指導	1,320円	1,340円	1.5％

陶磁器技術に関する指導	1,320円	1,340円	1.5%

※　43件中２件の値上げ。１件について、市外料金を新設（食品衛生法の基準による鉛・カドミウム溶出試験の手数料）。

（３）　占用料　現行料金を据え置く。

（４）　その他　冷暖房及び照明の料金に係る見直しについて

エネルギー価格高騰を受け、エネルギーの消費者物価指数の前回見直し時（令和３年）からの上昇率が15.7％であることから15％の値上げとした。

〔参考　直近３回分の定期見直しの実施内容〕

（１）　平成28年度　消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の税率が５％から８％へ引き上げられた（税率引き上げ：平成26年４月１日）ため、定期見直しに加え、消費税分の適正転嫁を行った。

（２）　令和元年度　令和元年10月１日に消費税の標準税率が８％から10％へ引き上げられたことから、消費税の適正転嫁を行った。

（３）　令和３年度　コロナ禍の社会経済への影響を鑑みて、定期見直し年度に当たる令和２年度から１年度延期して見直した。市民生活への影響を考慮して市民の負担増を抑えることとし、主に事業者が負担する県内他市と比較して低額であった道路占用料に限り、値上げを行った。

【市民参加手続の有無及び状況（市民参加条例第７条第３項、議会基本条例第13条第４号関係）】

※ごみ処理手数料を除き、議第75号から議第77号までにおいて同じ。

パブリック・コメント手続

［案　　件］　使用料・手数料等の見直しについて

［実施期間］　令和６年７月１日から同月31日まで

［寄せられた意見と市の回答］

（１）　見直し（値上げ）への再検討について

（意見の要旨）

ア　今回の見直しによって使用料等が現行から30％値上げされることで、これまで交流センターで開催されていた講習会への参加が困難になるおそれがある。値上げ率の幅をもう少し段階的にするなど再検討を要望する。

（市の回答）

使用料・手数料等は、４年ごとに見直し、適正な料金となるよう努めています。

前回の見直しは、物価高騰の影響があったものの、コロナ禍における市民生活への負担増を抑えるために料金を据え置いたことから、今回の見直しでは、８年分の物価変動を反映させるため、大幅な値上げが必要となります。

ただし、利用者への負担急増を抑えるための激変緩和措置として、現行料金の130％を上限としているものです。

（意見の要旨）

イ　交流センターの部屋の使用料の値上げと冷暖房使用料の値上げを併せる

と、設備の良い他市の施設よりも高額になる。近隣の高齢者の健康維持のために利用しやすいよう、現行でも講座主催者として参加費を抑えているため、使用料等の値上げについて再検討を希望する。

ウ　今回の見直しによる使用料等の値上げによって、近隣他市等の施設より使用料等が高額になる。これまで通りに交流センターでの講習参加やサークル活動を継続できなくなることを懸念している。高齢者等使用する者に配慮した施設の管理運営をしてもらいたい。

（市の回答）

見直し後料金の算定においては、施設の維持管理等に必要なコストをもとに計算し、市内及び市外の同種施設との比較検討も行いました。維持管理等のコストが大きな施設については、同種施設の料金よりも料金案が高額となることがあります。

この場合、比較した施設に比べて規模や設備が著しく劣るようなときを除き、適正な受益者負担となるよう値上げすることとしました。

なお、冷暖房使用料を部屋の料金に含めるか否かについては、自治体の政策的判断によって異なります。本市ではコスト増加分を利用者（受益者）に負担していただくこととしました。

（意見の要旨）

エ　市内の施設のうち、星ケ台運動公園関連へ市費を投じ過ぎではないか。子育て支援、スポーツ支援も大事だが、高齢者の健康維持にも重きを置いてほしい。

（市の回答）

市内の公共施設については、公共施設等総合管理計画を策定し、今後の財政状況や利用需要の変化を踏まえた長期的な視点から整備を行っています。

（２）　見直しに係る料金の計算方法について

（意見の要旨）

近年の社会・経済状況から施設や部屋によって、値上げ率が異なることについては一定程度理解するが、部屋によって値上げ率が異なるのは理解しがたい。

（市の回答）

施設の維持管理等のコストから計算した１㎡・１時間当たりのコストに部屋の面積を乗じて計算上の料金を算定し、市内及び市外の同種施設の料金と比較した上で見直し後料金案を作成しているため、部屋の面積等によって値上げ率は異なります。

議第76号　民生教育分野に係る使用料・手数料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

１　制定趣旨

使用料・手数料等の４年ごとの見直し（以下「定期見直し」という。）に伴い、

適正料金を反映するため、民生教育分野に係る21条例中の規定を整備する。

2　主な内容

（1）　多治見市根本交流センターの設置及び管理に関する条例（平成23年条例第30号）の一部改正〔第1条〕

使用料を次のように改める（別表関係）。

〈現行〉

区分	使用料（午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分につき）	冷暖房設備使用料（1時間までごとに）
大ホール	990円	210円
小ホール	500円	100円
和室	210円	100円
実習室	350円	100円
会議室1	350円	100円
会議室2	250円	100円

〈改正後〉

区分	使用料（午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分につき）	冷暖房設備使用料（1時間までごとに）
大ホール	1,280円	240円
小ホール	650円	110円
和室	220円	110円
実習室	400円	110円
会議室1	450円	110円
会議室2	310円	110円

（2）　多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例（令和元年条例第22号）の一部改正〔第2条〕

使用料を次のように改める（別表関係）。

〈現行〉

区分	使用料（1時間までごとに）	冷暖房設備使用料（1時間までごとに）
大会議室	310円	100円
小会議室	210円	100円
遊戯室	390円	100円
運動場	390円	―

〈改正後〉

区分	使用料（1時間までごとに）	冷暖房設備使用料（1時間までごとに）
大会議室	400円	110円
小会議室	270円	110円
遊戯室	500円	110円
運動場	390円	―

（３）　多治見市精華交流センターの設置及び管理に関する条例（令和元年条例第23号）の一部改正〔第３条〕

使用料を次のように改める（別表関係）。

〈現行〉

区分	使用料（午前９時から始まる１時間ごとの区分及び午後８時からの１時間30分の区分につき）	冷暖房設備使用料（１時間までごとに）
大ホール	990円	210円
遊戯室	620円	210円
研修室	350円	100円
会議室	210円	100円
多目的実習室	350円	100円
和室	210円	100円

〈改正後〉

区分	使用料（午前９時から始まる１時間ごとの区分及び午後８時からの１時間30分の区分につき）	冷暖房設備使用料（１時間までごとに）
大ホール	1,280円	240円
遊戯室	800円	240円
研修室	450円	110円
会議室	230円	110円
多目的実習室	400円	110円
和室	220円	110円

（４）　多治見市笠原交流センターの設置及び管理に関する条例（令和５年条例第１号）の一部改正〔第４条〕

利用料金を次のように改める（別表関係）。

〈現行〉

時間区分 利用区分	午前９時から始まる１時間ごとの区分及び午後８時からの１時間30分の区分	冷暖房料 １時間につき
３階視聴覚室	660円	320円
３階会議室（１－１）	250円	210円
３階会議室（１－２）	250円	210円
３階会議室（２）	420円	210円
３階会議室（３）	210円	210円
３階料理教室	760円	320円
３階和室（１）	210円	210円

３階和室（２）	420円	210円
３階茶室（１）	310円	210円
３階茶室（２）	420円	210円
大ホール（全面利用）	990円	320円
大ホール（２／３面利用）	700円	320円
大ホール（１／３面利用）	350円	210円
遊戯室	880円	320円

<改正後>

時間区分 利用区分	午前９時から始まる１時間ごとの区分及び午後８時からの１時間30分の区分	冷暖房料 １時間につき
３階視聴覚室	660円	360円
３階会議室（１－１）	320円	240円
３階会議室（１－２）	320円	240円
３階会議室（２）	420円	240円
３階会議室（３）	230円	240円
３階料理教室	760円	360円
３階和室（１）	220円	240円
３階和室（２）	420円	240円
３階茶室（１）	310円	240円
３階茶室（２）	420円	240円
大ホール（全面利用）	1,280円	360円
大ホール（２／３面利用）	900円	360円
大ホール（１／３面利用）	450円	240円
遊戯室	1,020円	360円

（５）　多治見市養正交流センターの設置及び管理に関する条例（令和５年条例第27号）の一部改正〔第５条〕

　使用料を次のように改める（別表関係）。

<現行>

区分	使用料（午前９時から始まる１時間ごとの区分及び午後８時からの１時間30分の区分につき）	冷暖房設備使用料（１時間までごとに）
大ホール	990円	210円
遊戯室	500円	100円
研修室	350円	100円
和室	150円	100円
多目的実習室	350円	100円

〈改正後〉

区分	使用料（午前９時から始まる１時間ごとの区分及び午後８時からの１時間30分の区分につき）	冷暖房設備使用料（１時間までごとに）
大ホール	1,280円	240円
遊戯室	650円	110円
研修室	450円	110円
和室	150円	110円
多目的実習室	400円	110円

（６）　多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第５号）の一部改正〔第６条〕

目的外使用料を次のように改める（別表関係）。

〈現行〉

区分	単位	専用使用料	冷暖房使用料
３階和室１	１時間までごとに	500円	100円
３階和室２		500円	100円
３階和室３		500円	100円
３階作業室		500円	100円
３階研修室		500円	100円
４階集会室		360円	100円
４階会議室		360円	100円
４階技能習得室		360円	100円
４階和室１		360円	100円
４階和室２		360円	100円
４階ミーティングルーム		360円	100円
４階大会議室		1,980円	420円

〈改正後〉

区分	単位	専用使用料	冷暖房使用料
３階和室１	１時間までごとに	580円	110円
３階和室２		580円	110円
３階和室３		580円	110円
３階作業室		650円	110円
３階研修室		640円	110円
４階集会室		410円	110円
４階会議室		410円	110円
４階技能習得室		410円	110円
４階和室１		360円	110円
４階和室２		360円	110円

４階ミーティングルーム		360円	110円
４階大会議室		2,570円	480円

（７）　多治見市かさはら福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第62号）の一部改正〔第７条〕

目的外使用料を次のように改める（別表関係）。

<現行>

区分	単位	専用使用料	冷暖房使用料
教養娯楽室	１時間までごとに	500円	100円
研修室		500円	100円
健康相談室		360円	100円
集会室		1,210円	100円

<改正後>

区分	単位	専用使用料	冷暖房使用料
教養娯楽室	１時間までごとに	650円	110円
研修室		620円	110円
健康相談室		360円	110円
集会室		1,570円	110円

（８）　多治見市児童館の設置及び管理に関する条例（昭和40年条例第９号）の一部改正〔第８条〕

目的外使用料のうち、遊戯室の専用使用料について１時間までごとに「390円」を「500円」に改め、集会室の専用使用料について１時間までごとに「220円」を「250円」に改め、冷暖房使用料について１時間までごとに「100円」を「110円」に改める（別表関係）。

（９）　多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例（平成８年条例第３号）の一部改正〔第９条〕

目的外使用料のうち、和室の専用使用料について１時間までごとに「500円」を「650円」に改め、冷暖房使用料について１時間までごとに「100円」を「110円」に改める（別表関係）。

（10）　多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例（平成９年条例第２号）の一部改正〔第10条〕

目的外使用料を次のように改める（別表関係）。

<現行>

区分	単位	専用使用料	冷暖房使用料
和室	１時間までごとに	260円	100円
会議室		260円	100円
多目的工作室		440円	100円

〈改正後〉

区分	単位	専用使用料	冷暖房使用料
和室	1時間までごとに	330円	110円
会議室		330円	110円
多目的工作室		570円	110円

(11)　多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年条例第4号）の一部改正〔第11条〕

ア　一般廃棄物処理手数料のうち、一般家庭の処理施設持込みについて20キログラムまでごとに「100円」を「160円」に改め、事業者及び許可業者の処理施設持込みについて20キログラムまでごとに「210円」を「320円」に改める（別表第1関係）。

イ　産業廃棄物の事業者の処理施設持込みについて、20キログラムまでごとに「210円」を「320円」に改める（別表第2関係）。

(12)　多治見市都市公園条例（昭和44年条例第23号）の一部改正〔第12条〕

ア　主たる利用者が市外在住の者（土岐市及び瑞浪市に在住する者を除く。）である場合に専用利用料金に加算する額について、「5割」を「10割」に改める（別表第3関係）。

イ　会議室等の冷暖房利用料金について、1時間までごとに「100円」を「110円」に改める（別表第3関係）。

ウ　星ケ台競技場の個人利用料金を次のように改める（別表第3関係）。

〈現行〉

区分	個人利用（1人1回）	回数利用券（12回分）
小中高生	50円	500円
一般	250円	2,500円

〈改正後〉

区分	個人利用（1人1回）	回数利用券（12回分）
小中高生	60円	600円
一般	300円	3,000円

エ　星ケ台運動広場の利用料金を次のように改める（別表第3関係）。

〈現行〉

利用区分	専用利用料金（午前6時から始まる1時間ごとの区分につき）
入場料等を徴収しない場合	720円
入場料等を徴収する場合	2,160円

〈改正後〉

利用区分	専用利用料金（午前6時から始まる1時間ごとの区分につき）
入場料等を徴収しない場合	860円

入場料等を徴収する場合	2,580円

オ　旭ケ丘運動広場の利用料金を次のように改める（別表第３関係）。

〈現行〉

利用区分	専用利用料金（午前６時から始まる１時間ごとの区分につき）	照明利用料金（１時間までごとに）
Ａ面	720円	1,780円
Ｂ面	610円	―

〈改正後〉

利用区分	専用利用料金（午前６時から始まる１時間ごとの区分につき）	照明利用料金（１時間までごとに）
Ａ面	860円	2,040円
Ｂ面	730円	―

カ　市営球場の照明利用料金について、１時間までごとに「3,980円」を「4,570円」に改める（別表第３関係）。

キ　滝呂球場の専用利用料金について、午前６時から始まる１時間ごとの区分につき「770円」を「920円」に改める（別表第３関係）。

ク　テニスコートの利用料金を次のように改める（別表第３関係）。

〈現行〉

<table>
<tr><th colspan="3">利用区分</th><th>専用利用料金（午前６時から始まる１時間ごとの区分につき）</th><th>照明利用料金（１時間までごとに）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">１面につき</td><td rowspan="2">多治見市星ケ台テニスコート</td><td>第１競技場</td><td>730円</td><td>420円</td></tr>
<tr><td>第２競技場</td><td>500円</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">多治見市脇之島テニスコート</td><td>730円</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">多治見市共栄テニスコート</td><td>730円</td><td>310円</td></tr>
</table>

〈改正後〉

<table>
<tr><th colspan="3">利用区分</th><th>専用利用料金（午前６時から始まる１時間ごとの区分につき）</th><th>照明利用料金（１時間までごとに）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">１面につき</td><td rowspan="2">多治見市星ケ台テニスコート</td><td>第１競技場</td><td>730円</td><td>480円</td></tr>
<tr><td>第２競技場</td><td>500円</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">多治見市脇之島テニスコート</td><td>730円</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">多治見市共栄テニスコート</td><td>730円</td><td>350円</td></tr>
</table>

ケ　旭ケ丘弓道場の個人利用料金を次のように改める（別表第３関係）。

〈現行〉

個人利用料金（１人１回）	回数利用券（11回分）

110円	1,100円

〈改正後〉

個人利用料金（１人１回）	回数利用券（11回分）
130円	1,300円

コ　笠原梅平運動広場の利用料金を次のように改める（別表第３関係）。

〈現行〉

利用区分	専用利用料金（午前６時から始まる１時間ごとの区分につき）	照明利用料金（１時間までごとに）
Ａ面	720円	—
Ｂ面	720円	2,090円

〈改正後〉

利用区分	専用利用料金（午前６時から始まる１時間ごとの区分につき）	照明利用料金（１時間までごとに）
Ａ面	860円	—
Ｂ面	860円	2,400円

(13)　多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例（昭和39年条例第10号）の一部改正〔第13条〕

学校の施設（プールを除く。）に係る使用料を次のように改める（別表第３関係）。

〈現行〉

施設区分			単位	専用使用料	照明設備使用料	冷暖房設備使用料
屋外運動場	15,000平方メートル以上のもの		午前６時から始まる１時間ごとの区分及び午後８時からの１時間30分の区分につき	260円	1,870円	—
	15,000平方メートル未満のもの			130円	880円	—
屋内運動場	体育館（多目的室を除く。）			390円	—	—
	武道場			390円	—	—
	多目的室			350円	—	100円
テニスコート（１面につき）				260円	—	—
教室（１室につき）	普通教室			130円	—	100円
	特別教室	実習等を行う特別教室（音楽室、図画工作室、家庭科室、視聴覚室、コンピュータ室、		390円	—	210円（コンピュータ室については、320円）

		美術室、技術室の類）				
		その他の特別教室（図書室、特別活動室の類）		260円	—	
	多目的教室			830円	—	740円

〈改正後〉

施設区分			単位	専用使用料	照明設備使用料	冷暖房設備使用料
屋外運動場	15,000平方メートル以上のもの		午前６時から始まる１時間ごとの区分及び午後８時からの１時間30分の区分につき	330円	2,150円	—
	15,000平方メートル未満のもの			160円	1,010円	—
屋内運動場	体育館（多目的室を除く。）			500円	—	—
	武道場			500円	—	—
	多目的室			350円	—	110円
テニスコート（１面につき）				260円	—	—
教室（１室につき）	普通教室			160円	—	110円
	特別教室	実習等を行う特別教室（音楽室、図画工作室、家庭科室、視聴覚室、コンピュータ室、美術室、技術室の類）		500円	—	240円（コンピュータ室については、360円）
		その他の特別教室（図書室、特別活動室の類）		330円	—	
	多目的教室			860円	—	850円

(14)　多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第37号）の一部改正〔第14条〕

目的外使用料のうち、遊戯室について１時間までごとに「500円」を「650円」に改め、冷暖房使用料について１時間までごとに「100円」を「110円」に改める（別表関係）。

(15)　多治見市学習館の設置及び管理に関する条例（平成８年条例第36号）の一部改正〔第15条〕

ア　多目的ホール及び１階ギャラリーの利用料金を次のように改める（別表第１関係）。

<現行>

区分	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時30分まで	午前９時から午後９時30分まで	延長１時間までごとに
多目的ホール	3,850円	5,830円	8,250円	17,930円	1,650円
１階ギャラリー	1,320円	1,760円	1,320円	4,400円	440円

備考　（１～３略）

４　多目的ホールの利用者が冷暖房設備を利用する場合は、１時間までごとに840円を加算する。

<改正後>

区分	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時30分まで	午前９時から午後９時30分まで	延長１時間までごとに
多目的ホール	5,000円	7,570円	10,720円	23,290円	2,140円
１階ギャラリー	1,630円	2,180円	1,630円	5,440円	540円

備考　（１～３略）

４　多目的ホールの利用者が冷暖房設備を利用する場合は、１時間までごとに960円を加算する。

イ　学習室等の利用料金を次のように改める（別表第１関係）。

<現行>

区分	利用料金（午前９時から始まる１時間ごとの区分及び午後８時からの１時間30分の区分につき）	冷暖房設備利用料金（１時間までごとに）
学習室101	440円	100円
学習室401	440円	100円
学習室402	500円	100円
学習室403	440円	100円
学習室501	880円	210円
学習室502	660円	210円
学習室503	440円	100円
学習室504	440円	100円
学習室505	440円	100円
学習室506	440円	100円
視聴覚室	940円	210円

美術室	770円	210円
工作室	550円	210円
音楽室	550円	210円
和室	880円	210円
陶芸室	330円	100円

〈改正後〉

区分	利用料金（午前９時から始まる１時間ごとの区分及び午後８時からの１時間30分の区分につき）	冷暖房設備利用料金（１時間までごとに）
学習室101	440円	110円
学習室401	440円	110円
学習室402	650円	110円
学習室403	440円	110円
学習室501	1,140円	240円
学習室502	750円	240円
学習室503	440円	110円
学習室504	440円	110円
学習室505	440円	110円
学習室506	440円	110円
視聴覚室	940円	240円
美術室	880円	240円
工作室	570円	240円
音楽室	550円	240円
和室	910円	240円
陶芸室	330円	110円

(16)　多治見市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第７号）の一部改正〔第16条〕

使用料を次のように改める（別表第１関係）。

〈現行〉

館別	区分	単位	専用使用料	冷暖房使用料
旭ケ丘公民館	大ホール		990円	210円
	中会議室		250円	100円
	小会議室		110円	100円
	研修室		310円	100円
	和室		250円	100円
	料理実習室		350円	100円
市之倉公民館	大ホール		990円	210円
	研修室	午前９時か	350円	100円

	和室	ら始まる１時間ごとの区分及び午後８時からの１時間30分の区分	250円	100円
	料理実習室		350円	100円
	その他の部屋		110円	100円
南姫公民館	大ホール		990円	210円
	研修室		390円	100円
	和室		300円	100円
	料理実習室		350円	100円
脇之島公民館	大ホール		990円	210円
	研修室		350円	100円
	和室		300円	100円
	料理実習室		350円	100円
小泉公民館	大ホール		990円	210円
	研修室（大）		350円	100円
	研修室（小）		210円	100円
	和室		350円	100円
	料理実習室		350円	100円
	多目的実習室		310円	100円

〈改正後〉

館別	区分	単位	専用使用料	冷暖房使用料
旭ケ丘公民館	大ホール	午前９時から始まる１時間ごとの区分及び午後８時からの１時間30分の区分	1,280円	240円
	中会議室		310円	110円
	小会議室		130円	110円
	研修室		310円	110円
	和室		310円	110円
	料理実習室		400円	110円
市之倉公民館	大ホール		1,280円	240円
	研修室		450円	110円
	和室		310円	110円
	料理実習室		400円	110円
	その他の部屋		140円	110円
南姫公民館	大ホール		1,280円	240円
	研修室		500円	110円

	和室	370円	110円
	料理実習室	400円	110円
脇之島公民館	大ホール	1,280円	240円
	研修室	450円	110円
	和室	370円	110円
	料理実習室	400円	110円
小泉公民館	大ホール	1,280円	240円
	研修室（大）	450円	110円
	研修室（小）	230円	110円
	和室	410円	110円
	料理実習室	400円	110円
	多目的実習室	380円	110円

(17)　多治見市図書館の設置等に関する条例（昭和63年条例第９号）の一部改正〔第17条〕

目的外使用料のうち、子ども情報センターの研修室の専用使用料について１時間までごとに「500円」を「650円」に改め、冷暖房使用料について１時間までごとに「210円」を「240円」に改める（別表関係）。

(18)　多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第32号）の一部改正〔第18条〕

ア　ホール・展示室等（楽屋、主催者控室及びリハーサル室を除く。）の利用料金を次のように改める（別表第１関係）。

〈現行〉

時間区分 利用区分		午前９時から正午まで	午後１時から午後４時30分まで	午後５時30分から午後９時30分まで	午前９時から午後４時30分まで	午後１時から午後９時30分まで	午前９時から午後９時30分まで	延長１時間までごとに
大ホール	平日	13,750円	20,630円	34,380円	34,380円	55,000円	68,750円	6,820円
	土、日、休日	17,880円	27,500円	45,380円	45,380円	72,880円	90,750円	9,020円
小ホール	平日	4,400円	7,330円	11,730円	11,730円	19,070円	23,470円	2,310円
	土、日、休日	5,870円	8,800円	14,670円	14,670円	23,470円	29,330円	2,860円
展示室	平日	2,750円	2,750円	2,750円	5,500円	5,500円	8,250円	880円

A	土、日、休日	3,850円	3,850円	3,850円	7,700円	7,700円	11,550円	1,320円
展示室B		1,600円	1,600円	1,600円	3,190円	3,190円	4,790円	530円

〈改正後〉

利用区分＼時間区分		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後4時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	延長1時間まとまごとに
大ホール	平日	13,840円	20,770円	34,610円	34,610円	55,380円	69,220円	6,860円
	土、日、休日	18,000円	27,690円	45,690円	45,690円	73,380円	91,380円	9,080円
小ホール	平日	5,580円	9,300円	14,880円	14,880円	24,180円	29,760円	2,930円
	土、日、休日	7,440円	11,160円	18,600円	18,600円	29,760円	37,200円	3,620円
展示室A	平日	3,550円	3,550円	3,550円	7,100円	7,100円	10,650円	1,130円
	土、日、休日	4,980円	4,980円	4,980円	9,960円	9,960円	14,940円	1,700円
展示室B		1,640円	1,640円	1,640円	3,280円	3,280円	4,920円	540円

イ　ホール・展示室等の冷暖房設備を利用する場合に1時間ごとに加算する額を次のように改める（別表第1関係）。

〈現行〉

大ホール（主催者控室、楽屋1、楽屋2、楽屋3、楽屋4、楽屋5又はリハーサル室を同時に利用する場合は、主催者控室、楽屋1、楽屋2、楽屋3、楽屋4、楽屋5又はリハーサル室の冷暖房利用料金を含む。）	6,180円	小ホール（主催者控室、楽屋6又はリハーサル室を同時に利用する場合は、主催者控室、楽屋6又はリハーサル室の冷暖房利用料金を含む。）	1,780円
展示室A	740円	展示室B	420円
主催者控室	100円	楽屋1	210円
楽屋2	210円	楽屋3	100円
楽屋4	100円	楽屋5	100円

楽屋６	210円	リハーサル室	420円

〈改正後〉

大ホール（主催者控室、楽屋１、楽屋２、楽屋３、楽屋４、楽屋５又はリハーサル室を同時に利用する場合は、主催者控室、楽屋１、楽屋２、楽屋３、楽屋４、楽屋５又はリハーサル室の冷暖房利用料金を含む。）	7,100円	小ホール（主催者控室、楽屋６又はリハーサル室を同時に利用する場合は、主催者控室、楽屋６又はリハーサル室の冷暖房利用料金を含む。）	2,040円
展示室Ａ	850円	展示室Ｂ	480円
主催者控室	110円	楽屋１	240円
楽屋２	240円	楽屋３	110円
楽屋４	110円	楽屋５	110円
楽屋６	240円	リハーサル室	480円

ウ　会議室等の利用料金のうち、大会議室について午前９時から始まる１時間ごとの区分及び午後８時からの１時間30分の区分につき「1,210円」を「1,450円」に改め、会議室等の冷暖房設備を利用する場合に１時間ごとに加算する額を次のように改める（別表第１関係）。

〈現行〉

大会議室	740円
練習室（各室）	420円
和室	420円

〈改正後〉

大会議室	850円
練習室（各室）	480円
和室	480円

(19)　多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例（平成元年条例第３号）の一部改正〔第19条〕

ア　宿泊研修センターの利用料金のうち、会議室の冷暖房利用料金について「210円」を「240円」に改める（別表第１関係）。

イ　体験学習棟の利用料金のうち、研修室Ａ及び研修室Ｂの専用利用料金について１時間までごとに「440円」を「570円」に改め、両研修室冷暖房利用料金について１時間までごとに「210円」を「240円」に改める（別表第１関係）。

ウ　キャンプ場の利用料金について、１団体１回につき「2,420円」を「3,140円」に改める（別表第１関係）。

エ　グラウンドの利用料金について、１時間までごとに「300円」を「390円」に改める（別表第１関係）。

オ　利用料金を次のように改める（別表第２関係）。

〈現行〉

区分		専用利用料金	冷暖房利用料金
宿泊室Ａ	１時間までごとに	280円	150円
宿泊室Ｂ		280円	150円
宿泊室Ｃ		280円	150円
宿泊室Ｄ		730円	420円
ミーティングルーム		260円	150円
ログハウスＡ		260円	150円
ログハウスＢ		400円	210円
ログハウスＣ		400円	210円

〈改正後〉

区分		専用利用料金	冷暖房利用料金
宿泊室Ａ	１時間までごとに	320円	170円
宿泊室Ｂ		340円	170円
宿泊室Ｃ		280円	170円
宿泊室Ｄ		840円	480円
ミーティングルーム		260円	170円
ログハウスＡ		280円	170円
ログハウスＢ		520円	240円
ログハウスＣ		520円	240円

(20)　多治見市体育館の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第２号）の一部改正〔第20条〕

ア　総合体育館の専用利用料金（その１）を次のように改める（別表第１関係）。

〈現行〉

時間区分 利用区分					午前９時から午後１時までの午前９時から始まる１時間ごとの区分	午後１時から午後５時までの午後１時から始まる１時間ごとの区分	午後５時から午後６時までの区分及び午後６時から午後７時までの区分	午後７時から午後８時までの区分及び午後８時から午後９時30分までの区分
競技場	第１競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツに利用	一般	990円	1,650円	2,200円	2,860円
				高校生以下	550円	880円	1,100円	1,430円
			スポーツ以外に利用		2,970円	4,950円	6,600円	8,580円
		入場料等を徴収する場合			2,970円	4,950円	6,600円	8,580円

	第２競技場 第３競技場 第４競技場	スポーツに利用	一般	360円	600円	960円	960円
			高校生以下	240円	360円	480円	480円
		スポーツ以外に利用		1,090円	1,800円	2,870円	2,870円
役員室			一般	220円	330円	330円	330円
			高校生以下	110円	220円	220円	220円
幼児体育室				220円	330円	550円	550円

〈改正後〉

時間区分 利用区分					午前９時から午後１時までの午前９時から始まる１時間ごとの区分	午後１時から午後５時までの午後１時から始まる１時間ごとの区分	午後５時から午後６時までの区分及び午後６時から午後７時までの区分	午後７時から午後８時までの区分及び午後８時から午後９時30分までの区分
競技場	第１競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツに利用	一般	1,180円	1,980円	2,640円	3,430円
				高校生以下	660円	1,050円	1,320円	1,710円
			スポーツ以外に利用		3,540円	5,940円	7,920円	10,290円
		入場料等を徴収する場合			3,540円	5,940円	7,920円	10,290円
	第２競技場 第３競技場 第４競技場	スポーツに利用		一般	430円	710円	1,140円	1,140円
				高校生以下	280円	430円	570円	570円
		スポーツ以外に利用			1,290円	2,130円	3,420円	3,420円
役員室				一般	220円	330円	330円	330円
				高校生以下	110円	220円	220円	220円
幼児体育室					260円	390円	650円	650円

イ　第１競技場の冷暖房設備を利用する場合における冷暖房利用料金として加算する額について、１時間までごとに「5,940円」を「6,830円」に改める

（別表第１関係）。
ウ　役員室又は幼児体育室の冷暖房設備を利用する場合における冷暖房利用料金として加算する額について、１時間までごとに「210円」を「240円」に改める（別表第１関係）。
エ　総合体育館の専用利用料金（その２）を次のように改める（別表第１関係）。
＜現行＞

利用区分＼時間区分		午前９時から午後１時までの午前９時から始まる１時間ごとの区分	午後１時から午後５時までの午後１時から始まる１時間ごとの区分	午後５時から午後８時までの午後５時から始まる１時間ごとの区分及び午後８時からの１時間30分の区分	冷暖房利用料金（１時間までごとに）
卓球室	一般	360円	610円	730円	320円
	高校生以下	240円	400円	480円	
研修室		220円	330円	330円	210円
会議室		260円	400円	400円	320円
ミーティング室		260円	440円	530円	320円
和室	1	260円	440円	530円	320円
	2	240円	240円	360円	210円

＜改正後＞

利用区分＼時間区分		午前９時から午後１時までの午前９時から始まる１時間ごとの区分	午後１時から午後５時までの午後１時から始まる１時間ごとの区分	午後５時から午後８時までの午後５時から始まる１時間ごとの区分及び午後８時からの１時間30分の区分	冷暖房利用料金（１時間までごとに）
卓球室	一般	430円	730円	870円	360円
	高校生以下	280円	470円	570円	
研修室		260円	390円	390円	240円
会議室		300円	470円	470円	360円
ミーティング室		310円	520円	630円	360円
和室	1	310円	520円	630円	360円
	2	280円	280円	420円	240円

オ　総合体育館の個人利用料金を次のように改める（別表第１関係）。
＜現行＞

区分		個人利用（１人１回）	回数券（12回分）
競技場 卓球室 幼児体育室	一般	110円	―
	高校生以下（乳幼児を除く。）	50円	―
トレーニング室		220円	2,200円

<改正後>

区分		個人利用（１人１回）	回数券（12回分）
競技場 卓球室 幼児体育室	一般	130円	―
	高校生以下（乳幼児を除く。）	60円	―
トレーニング室		260円	2,600円

カ　笠原体育館の専用利用料金を次のように改める（別表第１関係）。

<現行>

時間区分 利用区分		午前９時から午後１時までの午前９時から始まる１時間ごとの区分	午後１時から午後５時までの午後１時から始まる１時間ごとの区分	午後５時から午後６時までの区分及び午後６時から午後７時までの区分	午後７時から午後８時までの区分及び午後８時から午後９時30分までの区分
第１競技場	スポーツに利用する場合	720円	1,210円	1,650円	2,090円
	スポーツ以外に利用する場合	2,150円	3,630円	4,950円	6,270円
第２競技場 第３競技場	スポーツに利用する場合	360円	610円	970円	970円
	スポーツ以外に利用する場合	1,090円	1,820円	2,900円	2,900円

<改正後>

時間区分 利用区分		午前９時から午後１時までの午前９時から始まる１時間ごとの区分	午後１時から午後５時までの午後１時から始まる１時間ごとの区分	午後５時から午後６時までの区分及び午後６時から午後７時までの区分	午後７時から午後８時までの区分及び午後８時から午後９時30分までの区分
第１競技場	スポーツに利用する場合	860円	1,450円	1,970円	2,500円

	スポーツ以外に利用する場合	2,580円	4,350円	5,910円	7,500円
第2競技場 第3競技場	スポーツに利用する場合	430円	720円	1,150円	1,150円
	スポーツ以外に利用する場合	1,290円	2,160円	3,450円	3,450円

キ　笠原体育館の個人利用料金を次のように改める（別表第1関係）。

〈現行〉

時間区分 利用区分		個人 （1人1回）	回数券 （12回分）
競技場	一般	110円	－
	高校生以下 （乳幼児を除く。）	50円	－
トレーニング室		170円	1,700円

〈改正後〉

時間区分 利用区分		個人 （1人1回）	回数券 （12回分）
競技場	一般	130円	－
	高校生以下 （乳幼児を除く。）	60円	－
トレーニング室		200円	2,000円

ク　主たる利用者が市外在住の者（土岐市及び瑞浪市に在住する者を除く。）である場合に専用利用料金に加算する額について、「5割」を「10割」に改める（別表第1関係）。

(21)　多治見市運動場の設置及び管理に関する条例（昭和57年条例第7号）の一部改正〔第21条〕

ア　利用料金を次のように改める（別表関係）。

〈現行〉

区分	利用料金（午前6時から始まる1時間ごとの区分につき）
多治見市北丘運動広場	720円
多治見市市之倉運動広場	720円
多治見市脇之島運動広場	720円
多治見市笠原向島運動広場	720円
多治見市笠原向島テニスコート	730円

〈改正後〉

区分	利用料金（午前６時から始まる１時間ごとの区分につき）
多治見市北丘運動広場	860円
多治見市市之倉運動広場	860円
多治見市脇之島運動広場	860円
多治見市笠原向島運動広場	860円
多治見市笠原向島テニスコート	730円

イ　主たる利用者が市外在住の者（土岐市及び瑞浪市に在住する者を除く。）である場合に専用利用料金に加算する額について、「５割」を「10割」に改める（別表関係）。

ウ　笠原向島テニスコートの照明利用料金について、１時間までごとに「420円」を「480円」に改める（別表関係）。

３　施行日等　令和７年４月１日　※ただし、(１)については、公布の日から施行する。

（１）　使用料及び利用料金に関する経過措置（附則第２条関係）

　改正後の規定は、条例の公布日以後に施行日以後の使用（利用）について申請した使用（利用）に係る使用料（利用料金）から適用し、条例の公布日前に施行日以後の使用（利用）について申請した使用（利用）に係る使用料（利用料金）については、なお従前の例による。

（２）　廃棄物処理手数料に関する経過措置（附則第３条関係）

　施行日以後に処理施設に持ち込まれた一般廃棄物及び産業廃棄物に係る手数料から適用し、施行日前に処理施設に持ち込まれた一般廃棄物及び産業廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

（３）　回数利用券等に関する経過措置（附則第４条及び附則第５条関係）

　星ケ台競技場及び旭ケ丘弓道場並びに総合体育館の施行日前に納入した利用料金に係る回数利用券（回数券）は、令和７年度中までに限り使用することができる。この場合において、改正後の各条例の規定による利用料金の額と当該回数利用券（回数券）に係る利用料金の額との差額については、徴収しないものとする。

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第１号関係）】

※ごみ処理手数料に限る。

（１）　定期見直しに当たり、多治見市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に対し、令和５年度に諮問し、審議会において検討がされた。審議会からの答申の要旨は次のとおり。

ア　燃料価格、資材価格、人件費等の高騰によるごみ処理費用の増大を踏まえ、ごみ処理手数料は値上げをせざるを得ない状況である。

イ　平成17年度に審議会から答申のあった、ごみ処理費用に対する負担割合は、一般家庭は３分の１、事業者及び許可業者は３分の２程度という方針は維持すること。

ウ　市民等が排出するごみを減らそうとする動機づけとなるような料金設定とすること。

エ　現状のごみ処理手数料（指定ごみ袋分）の負担割合はおおむね３分の１であること、指定ごみ袋の値上げは市民生活に影響が大きいことから、値上げは適当ではない。

オ　一般家庭並びに事業者及び許可業者の処理施設持込みについては、前回の定期見直し（平成28年度）以降、排出量が増加傾向にあること、審議会の示した負担割合とかい離していることから、ごみ減量の観点からも応分の負担を求めることが必要である。

（２）（１）を踏まえて、ごみ処理手数料のうち指定ごみ袋は料金を据え置くこととし、一般家庭並びに事業者及び許可業者の処理施設持込みに係る手数料については、次のとおり値上げをすることとした。

種　別	現行料金	見直し後料金	値上げ率
一般家庭：指定ごみ袋分	520円/１セット (31.7%)	据置き	－
一般家庭：処理施設持込み	100円/20kgごと (19.7%)	160円/20kgごと (32.3%)	60.0%
一般廃棄物 事業者及び許可業者： 処理施設持込み 産業廃棄物 事業者：処理施設持込み	210円/20kgごと (41.4%)	320円/20kgごと (64.6%)	52.4%

※（　　　）内は、負担割合。

【市民参加状況報告（市民参加条例第７条第３項、議会基本条例第13条第４号関係）】
パブリック・コメント手続
※ごみ処理手数料に限る。
［案　　件］ごみ処理手数料（持込み）の改正案について
［実施期間］令和６年４月22日から同年５月22日まで
［寄せられた意見と市の回答］提出された意見なし。

議第77号　経済分野に係る使用料・手数料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

１　制定趣旨

使用料・手数料等の４年ごとの見直しに伴い、適正料金を反映するため、経済分野に係る６条例中の規定を整備する。

２　主な内容

（１）多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例（平成４年条例第43号）の一部改正〔第１条〕

ア　大ホールの利用料金を次のように改める（別表第１関係）。

〈現行〉

区分		午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時30分まで	午前９時から午後９時30分まで	延長１時間までごとに
大ホール	平日	5,500円	7,260円	10,890円	23,650円	2,420円
	土、日休日	7,150円	9,460円	14,300円	30,910円	3,190円

〈改正後〉

区分		午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時30分まで	午前９時から午後９時30分まで	延長１時間までごとに
大ホール	平日	7,130円	9,410円	14,120円	30,660円	3,130円
	土、日休日	9,270円	12,270円	18,540円	40,080円	4,130円

イ　大ホールの冷暖房設備を利用する場合に加算する額について、１時間までごとに「2,200円」を「2,530円」に改める（別表第１関係）。

ウ　会議室等の冷暖房設備を利用する場合に１時間までごとに加算する額を次のように改める（別表第１関係）。

〈現行〉

大会議室	310円	特別会議室	210円
中会議室	310円	和室	100円
小会議室（１基につき）	210円	ミーティングルーム	100円

〈改正後〉

大会議室	350円	特別会議室	240円
中会議室	350円	和室	110円
小会議室（１基につき）	240円	ミーティングルーム	110円

（2）　多治見市美濃焼ミュージアムの設置及び管理に関する条例（平成23年条例第20号）の一部改正〔第２条〕

利用料金を次のように改める（別表第２関係）。

〈現行〉

区分	利用料金（午前９時から始まる１時間ごとの区分につき）	冷暖房設備利用料金（１時間までごとに）
会議研修室	660円（利用者が商業宣伝を目的として利用する場合は、1,320円）	320円

〈改正後〉

区分	利用料金（午前９時から始まる１時間ごとの区分につき）	冷暖房設備利用料金（１時間までごとに）
会議研修室	850円（利用者が商業宣伝を目的として利用する場合は、1,700円）	360円

（3） 多治見市モザイクタイルミュージアムの設置及び管理に関する条例（平成26年条例第27号）の一部改正〔第３条〕

利用料金を次のように改める（別表第２関係）。

〈現行〉

区分	利用料金		冷暖房設備利用料金（１時間までごとに）
	利用料金（毎正時から始まる１時間ごとの区分につき）	日額	
研修工作室	310円	―	210円
ギャラリースペース	―	8,150円	210円

〈改正後〉

区分	利用料金		冷暖房設備利用料金（１時間までごとに）
	利用料金（毎正時から始まる１時間ごとの区分につき）	日額	
研修工作室	400円	―	240円
ギャラリースペース	―	9,300円	240円

（４） 多治見市文化工房の設置及び管理に関する条例（平成12年条例第29号）の一部改正〔第４条〕

ア　メセナギャラリーの利用料金を次のように改める（別表第１関係）。

〈現行〉

区分	１日につき	１時間につき
平日	7,700円	770円
土、日、休日	11,550円	1,160円

イ　メセナギャラリーの冷暖房設備を利用する場合に加算する額について、１時間までごとに「420円」を「480円」に改める（別表第１関係）。

〈改正後〉

区分	１日につき	１時間につき
平日	10,000円	1,000円
土、日、休日	15,000円	1,500円

ウ　クラフト工房の利用料金を次のように改める（別表第１関係）。

〈現行〉

クラフト工房全体

区分	１日につき	１時間につき
平日	7,000円	700円
土、日、休日	10,600円	1,060円

第１工房のみ

区分	１日につき	１時間につき
平日	4,400円	440円
土、日、休日	6,600円	660円

第２工房のみ

区分	１日につき	１時間につき
平日	2,600円	260円
土、日、休日	4,000円	400円

〈改正後〉

クラフト工房全体

区分	１日につき	１時間につき
平日	9,000円	900円
土、日、休日	13,400円	1,340円

第１工房のみ

区分	１日につき	１時間につき
平日	5,700円	570円
土、日、休日	8,500円	850円

第２工房のみ

区分	１日につき	１時間につき
平日	3,300円	330円
土、日、休日	4,900円	490円

エ　クラフト工房の冷暖房設備を利用する場合に１時間までごとに加算する額について、クラフト工房全体にあっては「320円」を「360円」に、第１工房のみにあっては「210円」を「240円」に、第２工房のみにあっては「100円」を「110円」に改める（別表第１関係）。

（５）　多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例（昭和34年条例第18号）の一部改正〔第５条〕

手数料のうち食品衛生法（昭和22年法律第233号）の基準による鉛・カドミウム溶出試験の手数料は、申込みをした者が市外在住又は市内に事務所等を有しない法人であるときは、１件当たりの手数料にその10割に相当する額を加算する規定を加える（別表関係）。

（6）　多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例（昭和59年条例第５号）の一部改正〔第６条〕

使用料を次のように改める（別表関係）。

〈現行〉

区分	単位	専用使用料	冷暖房使用料
大研修室	午前９時から始まる１時間ごとの区分	520円	210円
小研修室		250円	100円
会議室Ａ		130円	100円
会議室Ｂ		130円	100円
会議室Ｃ		130円	100円

〈改正後〉

区分	単位	専用使用料	冷暖房使用料
大研修室	午前９時から始まる１時間ごとの区分	670円	240円
小研修室		320円	110円
会議室Ａ		160円	110円
会議室Ｂ		160円	110円
会議室Ｃ		160円	110円

３　施行日等　令和７年４月１日　※ただし、以下については、公布の日から施行する。

（１）　使用料及び利用料金に関する経過措置（附則第２条関係）

　改正後の規定は、条例の公布日以後に施行日以後の使用（利用）について申請した使用（利用）に係る使用料（利用料金）から適用し、条例の公布日前に施行日以後の使用（利用）について申請した使用（利用）に係る使用料（利用料金）については、なお従前の例による。

（２）　陶磁器意匠研究所の手数料に関する経過措置（附則第３条関係）

　施行日以後に申込みをした試験に係る手数料から適用し、施行日前に申込みをした試験に係る手数料については、なお従前の例による。

議第78号　多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて

１　改正趣旨

　児童手当法（昭和46年法律第73号）の一部が改正され、児童手当の支給要件から所得制限が撤廃されたことに伴い、同法附則第２条の特例給付の規定が削除されることを踏まえ、所要の改正を行う。

２　改正内容

　生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務において利用できる特定個人情報のうち、児童手当法による特例給付（同法附則第２条第１項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報を削除する（別表第２関係）。

３　施行日　令和６年10月１日

議第79号　多治見市印鑑条例の一部を改正するについて

１　改正趣旨及び改正内容

　本市における、多機能端末機による印鑑登録証明書の自動交付サービス（以下「コンビニ交付」という。）を導入するため、所要の改正を行う。

　コンビニ交付では、印鑑登録をする者が有効な電子証明書を記録したマイナンバーカード又はスマートフォンを利用し、多機能端末機で暗証番号を自ら入力することで、市役所窓口へ来庁することなく、多機能端末機設置の店舗で印

鑑登録証明書が取得できることとなる。

（１） 用語の定義規定を新たに設ける（第２条関係）。

（２） 印鑑登録証明書の申請について、多機能端末機による申請の規定を新たに設ける（第14条関係）。

（３） 印鑑登録証明書の交付について、多機能端末機による申請にマイナンバーカード又はスマートフォンを用いる方法において、必要となる措置（利用者の操作等）及び印鑑登録原票の照合に関する規定を新たに設ける（第15条関係）。

※標記条例の一部改正の対象となるコンビニ交付する証明書は、印鑑登録証明書であるが、その他、住民票、現在戸籍謄抄本、現在戸籍附票及び税証明（所得証明、課税・非課税証明）が多機能端末機で交付できることとなる。

２ 施行日 公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日

※システムベンダーとの導入に向けた調整及び運用試験を行うため。

議第80号 多治見市手数料条例の一部を改正するについて

１ 改正趣旨

建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部が改正され、標記条例で引用する同法の条文に項ずれが発生したため、所要の改正を行うもの。

２ 改正内容

別表42の項（建築物の工事完了通知に対する審査手数料）及び45の項（工作物の工事完了通知に対する審査手数料）について、「建築基準法第18条第16項」を「建築基準法第18条20項」に改める。

※別表43、44及び45の項は、用語を修正し、準用の表記に改める。

３ 施行日 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布の日（令和６年６月19日）から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日

議第81号 多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて

１ 改正趣旨及び改正内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第48号）により、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）が一部改正され、令和６年12月２日に健康保険証（国民健康保険の被保険者証又は被保険者資格証明書のことをいう。）が廃止されることとなった。

この改正に伴い、国民健康保険法の規定から国民健康保険の被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料に関する規定が削除されることとなり、標記条例に規定する過料の規定を同様に削除する等の改正を行う。

（１） 国民健康保険法の一部改正に伴う項ずれについて、引用箇所を改める。

（２） 健康保険証の返還に応じない者に対し10万円以下の過料を科する規定を削除する。

２ 施行日等 令和６年12月２日 以下の罰則に関する経過措置を設ける。

（１）　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（２）　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第16条の規定によりなお従前の例によることとされる同条に規定する被保険者証に係る罰則の適用については、当該被保険者証の有効期間が経過するまでの間は、なお従前の例による。

議第82号　多治見市企業立地促進条例の一部を改正するについて

１　改正趣旨及び改正内容

地域再生法（平成17年法律第24号）の一部改正により、固定資産税の課税免除等の対象となる施設に地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第８条に規定する特定業務施設に加え、これと併せて整備する福利厚生施設及び児童福祉施設が追加された。

これを踏まえ、本市においても標記条例に定める事業所等設置奨励金の対象となる本社機能について、福利厚生施設及び児童福祉施設を追加するため、用語の定義を改める（第２条及び別表関係）。

２　施行日等　令和６年10月１日

※施行日以後に指定の申請を行った事業者に対する奨励措置から適用

議第83号　多治見市都市公園条例の一部を改正するについて

１　改正趣旨及び改正内容

多治見運動公園に新たに設置するテニスコート、管理棟及び多目的広場（うち条例に規定する施設：３ｘ３バスケットコート）並びに同運動公園の施設中改修を行う星ケ台競技場について、令和７年の供用開始に向け、標記条例に規定するため、所要の改正を行う。

（１）　新設する施設（星ケ台管理棟及び星ケ台３ｘ３バスケットコート）を規定する（別表第１関係、別表第２関係）。

（２）　無料公園施設のうち、星ケ台３ｘ３バスケットコートは利用者の事前の登録を要しないため、スケートボード場に限り登録を要することを規定する（第18条の２関係）。

（３）　星ケ台競技場のトラック・フィールドの利用料金に新たに整備する照明に係る照明利用料金を加える（別表第３関係）。

（４）　星ケ台テニスコートについて、既設及び新設の施設の仕様は同じのため、利用区分を多治見市星ケ台テニスコートに統一する（別表第３関係）。

（５）　星ケ台管理棟の会議室について、専用利用料金及び冷暖房房利用料を設定する（別表第３関係）。

２　施行日等　公布の日から起算して１年を超えない範囲内において規則で定める日

※改正後の別表第１及び別表第３に規定する多治見市星ケ台管理棟の利用の申請の受付その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第１号関係）】

１　令和２年３月に策定した星ケ台運動公園整備に関する基本計画（以下「基本計画」という。）において、星ケ台運動公園を本市におけるスポーツの中心的な拠点とし、競技スポーツの振興及び誰もが気軽にスポーツに取り組める環境を整備することとした。

２　基本計画に基づき、令和５年度から令和７年度まで星ケ台運動公園整備工事を次のとおり行い、令和７年中の供用開始を予定している。

【整備の概要】（１）、（２）及び（３）は新設施設。

（１）　テニスコート８面（砂入り人工芝舗装、観覧席約700人収容、照明灯12本、練習場１面）

※既設テニスコート・第１競技場（５面　砂入り人工芝舗装）令和５年度に照明灯をＬＥＤ化。

（２）　管理棟　管理事務所、会議室、ホール、ロッカー、シャワー室

※（１）の東隣に新設（ＲＣ造１階建　床面積279.07㎡）

（３）　多目的広場　人工芝舗装（３ｘ３バスケットコート及び直走路は除く。）、３ｘ３コート（２面：アスファルト舗装）、直走路（100ｍ×４コース：ゴムチップ舗装）、健康遊具等

※多目的広場は、都市公園としての位置付けであり、３ｘ３バスケットコートのみが標記条例の無料公園施設に該当する。

※３ｘ３バスケットコートとは、バスケットコート半面にゴールが設置され、３人対３人で競技する（３ｘ３：スリーエックススリー）コートをいう。

（４）　運動広場　土壌改良、トイレ棟及び足洗い場の設置、バックネット等補修

（５）　競技場　ナイター照明設備の設置

【市民参加状況報告（市民参加条例第７条第３項、議会基本条例第13条第４号関係）】

パブリック・コメント手続

［案　　件］ 星ケ台運動公園の新施設の料金設定等について

［実施期間］ 令和６年７月３日から同年８月２日まで

［寄せられた意見と市の回答］ 提出された意見なし。

議第84号　令和６年度多治見市一般会計補正予算（第３号）

議第85号　令和６年度多治見市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議第86号　令和６年度多治見市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議第87号　令和６年度多治見市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

令和６年度　会計別補正予算表

（単位:千円）

議案番号	会計名	補正番号	補正前の額	補正額	補正後の額
議第84号	一般会計	補正第３号	47,243,467	342,097	47,585,564
議第85号	国民健康保険事業特別会計	補正第２号	11,121,482	34,032	11,155,514
議第86号	介護保険事業特別会計	補正第１号	10,240,065	192,075	10,432,140
議第87号	後期高齢者医療特別会計	補正第１号	2,063,186	664	2,063,850
予算総括集計			82,045,263	568,868	82,614,131

令和６年度一般会計予算（補正第３号）の主要内容

議第 84 号　　（単位:千円）

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳 国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	総務費	秘書関係費	市長及び随行者の中国キュウライ市（キュウ窯遺跡博物館オープニング出席）と景徳鎮市（友好交流推進）への渡航に伴うコーディネーターへの委託料等の増額	724				724
2	総務費	広報関係費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				96	△ 96
3	総務費	文書収発関係事務費	10月からの郵便料値上げに伴う通信運搬費の増額	1,500				1,500
4	総務費	大原区運営基金積立金	大原区財産管理会が管理している土地の売払収入を大原区運営基金へ積み立てる積立金の増額 ※ 令和5年度における売払収入を原資とする	17,465				17,465
5	総務費	駅北庁舎管理費	駅北庁舎来庁者の多治見駅南立体駐車場の料金を無料認証するための認証機購入に伴う備品購入費の増額	1,279				1,279
6	総務費	新本庁舎建設事業費	事業期間短縮を目的として基本設計と実施設計をあわせて委託することに伴う委託料の減額 ※ 継続費の変更及び追加もあり	△ 8,482				△ 8,482
7	総務費	新本庁舎建設事務費	新本庁舎オフィス基本設計業務委託をやめ、新本庁舎オフィス環境整備支援業務委託とすることに伴う委託料の減額 ※ 継続費の追加と廃止もあり	△ 1,107				△ 1,107
8	総務費	駅北庁舎改修事業費	駅北庁舎改修設計業務に伴う委託料の増額 ※ 継続費の追加もあり	1,194				1,194
9	総務費	接続棟整備事業費	接続棟新築設計業務に伴う委託料の増額 ※ 継続費の追加もあり	664				664

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
10	総務費	自由通路改修事業費	南北自由通路改修設計業務に伴う委託料の増額 ※ 継続費の追加もあり	266				266
11	総務費	新しい働き方推進事業費	新しい働き方に対応したオフィス環境の試験導入支援業務及び駅北庁舎オフィス環境整備支援業務委託に伴う委託料の増額 ※ 継続費の追加もあり	1,638				1,638
12	総務費	庁内情報化設備整備費	①文書財務システムのWindows11バージョンアップ対応業務に伴う委託料の増額(2,734千円) ②ペーパーレス会議用タブレット購入に伴う備品購入費等の増額(7,962千円)	10,696				10,696
13	総務費	ボランティアNPO関係費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				41	△ 41
14	総務費	過年度返還金(地方創生臨時交付金)	令和5年度決算による国庫支出金の返還に伴う償還金の増額	355				355
15	総務費	過年度返還金(デジタル田園都市国家構想交付金)	令和5年度決算による国庫支出金の返還に伴う償還金の増額 ※ 財源:諸収入(東美濃歴史街道協議会負担金返還金)	173			173	
16	総務費	自治組織特定事業等交付金	第20区が実施する支障木伐採工事費用として交付する交付金の増額 ※ 財源:共栄地区住民福祉事業基金	2,200			2,200	
17	総務費	賦課徴収事務費	10月からの郵便料値上げに伴う通信運搬費の増額	2,267				2,267

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
18	総務費	戸籍住民基本台帳関係事務費	戸籍情報システムの改修に伴う委託料の増額 ※ 財源:国庫補助金	1,309	1,309			
19	総務費	選挙管理委員会運営費	明和4丁目及び6丁目の投票区を明和投票区から旭ケ丘投票区に変更することによるシステム改修に伴う委託料の増額	248				248
20	総務費	岐阜県知事選挙執行費	10月からの郵便料値上げに伴う通信運搬費の増額 ※ 財源:県委託金	1,076	1,076			
21	民生費	国民健康保険事業会計繰出金(事務費分)	国民健康保険事業特別会計の県支出金の増額や10月からの郵便料値上げ等に伴う事務費に対する繰出金の減額	△ 2,254				△ 2,254
22	民生費	障害福祉総合システム拡張事業費	障害者自立支援給付審査支払等システム事業対応に係るシステム改修に伴う委託料の増額 ※ 財源:国庫補助金	616	308			308
23	民生費	高齢者在宅福祉事業費	認知症個人賠償責任保険導入に伴う保険料の増額	49				49
24	民生費	介護保険事業会計認定事務費繰出金	10月からの郵便料値上げに伴う介護保険事業特別会計への繰出金の増額	457				457
25	民生費	後期高齢者医療費	令和5年度決算による後期高齢者医療療養給付費負担金の返還に伴う財源更正				36,830	△ 36,830
26	民生費	介護保険料公費負担繰出金	令和5年度決算による低所得者保険料軽減負担金の追加交付に伴う介護保険事業特別会計への繰出金の増額 ※ 財源:国庫負担金、県負担金	4,324	3,243			1,081

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
27	民生費	後期高齢者医療特別会計繰出金(事務費分)	後期高齢者医療特別会計賦課徴収事務費増額に伴う繰出金の増額	664				664
28	民生費	後期高齢者医療広域連合納付金	令和5年度決算による後期高齢者医療保健事業費負担金返還に伴う財源更正				1,791	△ 1,791
29	民生費	福祉医療支給事務費	10月からの郵便料値上げに伴う通信運搬費の増額	1,093				1,093
30	民生費	過年度返還金(福祉医療)	令和5年度決算による県補助金の返還に伴う償還金の増額	38,629				38,629
31	民生費	過年度返還金(障害者自立支援)	令和5年度決算による国庫負担金及び県負担金の返還に伴う償還金の増額	26,248				26,248
32	民生費	過年度返還金(障害者自立支援医療)	令和5年度決算による国庫負担金の返還に伴う償還金の増額	13,885				13,885
33	民生費	過年度返還金(特別障害者手当等給付費)	令和5年度決算による国庫負担金の返還に伴う償還金の増額	147				147
34	民生費	過年度返還金(地域生活支援)	令和5年度決算による国庫補助金の返還に伴う償還金の増額	5				5
35	民生費	過年度返還金(生活困窮者自立支援事業費)	令和5年度決算による国庫負担金等の返還に伴う償還金の増額	1,223				1,223

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
36	民生費	児童手当給付費	児童手当負担金の追加交付に伴う財源更正 ※ 財源:国庫負担金及び県負担金		261			△ 261
37	民生費	児童手当支給事務費	10月からの郵便料値上げに伴う通信運搬費の増額	179				179
38	民生費	児童扶養手当支給事務費	10月からの郵便料値上げに伴う通信運搬費の増額	28				28
39	民生費	障害児福祉手当給付費	令和5年度決算による特別障害者手当等給付費国庫負担金精算に伴う財源更正		234			△ 234
40	民生費	過年度返還金(児童入所施設措置費等負担金)	令和5年度決算による国庫負担金及び県負担金の返還に伴う償還金の増額	2,417				2,417
41	民生費	地域子育て支援拠点事業費	子ども・子育て交付金の交付要綱改定に伴う池田地域子育て支援センターに係る委託料の増額 ※ 財源:国庫補助金、県補助金	75	50			25
42	民生費	過年度返還金(障害児通所支援事業費)	令和5年度決算による国庫負担金及び県負担金の返還に伴う償還金の増額	7,899				7,899
43	民生費	過年度返還金(児童手当給付費)	令和5年度決算による国庫負担金の返還に伴う償還金の増額	54				54
44	民生費	過年度返還金(児童扶養手当給付費)	令和5年度決算による国庫負担金の返還に伴う償還金の増額	743				743

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
45	民生費	過年度返還金(子ども・子育て交付金)	令和5年度決算による国庫補助金の返還に伴う償還金の増額	12,506				12,506
46	民生費	過年度返還金(子育てのための施設等利用給付費)	令和5年度決算による国庫負担金及び県負担金の返還に伴う償還金の増額	2,400				2,400
47	民生費	第2子以降出産給付金給付事務費	10月からの郵便料値上げに伴う通信運搬費の増額 ※ 財源:県補助金	20	20			
48	民生費	高等学校就学準備等支援給付金給付事務費	10月からの郵便料値上げに伴う通信運搬費の増額 ※ 財源:県補助金	69	69			
49	民生費	児童手当制度改正準備事務費	10月からの郵便料値上げに伴う通信運搬費の増額 ※ 財源:国庫補助金	473	473			
50	民生費	過年度返還金(子どもの未来応援交付金)	令和5年度決算による国庫補助金の返還に伴う償還金の増額	3,856				3,856
51	民生費	保育所備品購入費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				3,000	△ 3,000
52	民生費	私立保育所経営改善等助成費	私立保育園の保育環境改善等事業に係る補助金の増額 ※ 財源:県補助金	2,325	1,550			775
53	民生費	保育所施設整備費	①小泉保育園隣接市有地上の住宅移転に伴う補償金等の増額 ②ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正	21,880			1,430	20,450

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
54	民生費	(仮称)笠原こども園建設事業費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				1,500	△ 1,500
55	民生費	過年度返還金(保育)	令和5年度決算による国庫負担金等及び県負担金等の返還に伴う償還金の増額	18,835				18,835
56	民生費	過年度返還金(母子)	令和5年度決算による国庫補助金の返還に伴う償還金の増額	1,126				1,126
57	民生費	児童館管理運営費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				6,395	△ 6,395
58	民生費	児童館施設整備費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				1,500	△ 1,500
59	民生費	生活保護総務事務費	①生活保護システム改修に伴う委託料の増額 ※ 財源:国庫補助金 ②10月からの郵便料値上げに伴う通信運搬費の増額	1,828	750			1,078
60	民生費	過年度返還金(生活保護扶助費)	令和5年度決算による国庫負担金の返還に伴う償還金の増額	11,383				11,383
61	衛生費	健康づくり推進事業費	①10月からの郵便料値上げに伴う通信運搬費の増額 ②岐阜県清流の国ぎふ推進補助金の充当に伴う財源更正 ③ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正	64	660		951	△ 1,547
62	衛生費	母子保健事業推進費	10月からの郵便料値上げに伴う通信運搬費の増額	83				83

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
63	衛生費	出産・子育て応援事業費	10月からの郵便料値上げに伴う通信運搬費の増額	20				20
64	衛生費	生活習慣病予防推進事業費	10月からの郵便料値上げに伴う通信運搬費の増額	155				155
65	衛生費	東濃地域医師確保奨学基金負担金	奨学金を借りていた医学生の指定病院が中津川市民病院から多治見市民病院に変更になったことに伴う、東濃西部広域行政事務組合への東濃地域医師確保奨学基金負担金の増額 ※ 財源:諸収入(医師確保奨学金過年度精算金)	12,000			12,000	
66	衛生費	過年度返還金(未熟児養育医療給付費)	令和5年度決算による国庫負担金及び県負担金の返還に伴う償還金の増額	561				561
67	衛生費	過年度返還金(疾病予防対策事業費補助金)	令和5年度決算による国庫補助金の返還に伴う償還金の増額	41				41
68	衛生費	過年度返還金(母子保健事業推進費)	令和5年度決算による国庫補助金の返還に伴う償還金の増額	2,164				2,164
69	衛生費	過年度返還金(出産・子育て応援事業費)	令和5年度決算による国庫補助金の返還に伴う償還金の増額	11,240				11,240
70	衛生費	予防接種費	10月からの郵便料値上げに伴う通信運搬費の増額	151				151

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
71	衛生費	過年度返還金（予防接種費）	令和5年度決算による国庫補助金の返還に伴う償還金の増額	3,826				3,826
72	衛生費	過年度返還金（新型コロナワクチン接種事業費）	令和5年度決算による国庫負担金等の返還に伴う償還金の増額	230,842				230,842
73	衛生費	病院事業会計補助金	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				465	△ 465
74	農林水産業費	農用施設維持管理費	農業用水路修繕に伴う工事請負費の増額	2,600				2,600
75	農林水産業費	ため池等整備事業費	下沢町3丁目のため池整備に伴う工事請負費の増額 ※　財源：地方債（緊急自然災害防止対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%））	24,000		24,000		
76	農林水産業費	保健保安林整備費	潮見公園遊具更新に伴う工事請負費の増額	3,509				3,509
77	商工費	中心市街地活性化事業費	①プラティ多治見1階テナントオープンに合わせた、駅周辺賑わい創出イベントに伴う補助金の増額 ※　財源：ふるさと応援基金（令和5年度における寄附1,000千円を原資とする） ②ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正	1,000			1,564	△ 564
78	商工費	観光宣伝事業費	①宿泊施設不足解消及び観光誘客のための民泊施設整備事業に伴う補助金等の増額 ②東美濃歴史街道協議会の令和5年度事業において一部事業の中止等により生じた返還金の充当に伴う財源更正	12,605			172	12,433

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
79	商工費	ロケツーリズム推進事業費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				81	△ 81
80	商工費	意匠研究所調査研究費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				1,000	△ 1,000
81	商工費	自動車購入費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				1,044	△ 1,044
82	土木費	道路橋りょう維持費	市内道路修繕の増等に伴う工事請負費の増額	10,000				10,000
83	土木費	道路施設点検事業費	道路メンテナンス事業費補助金の増に伴う財源更正		405			△ 405
84	土木費	道路改良事業費(単独)	市道舗装・側溝改良等に伴う工事請負費の増額 ※ 財源:地方債(緊急自然災害防止対策事業債(充当率100%、交付税措置率70%))	80,100		80,100		
85	土木費	主要幹線舗装整備事業費	市道213700線(西坂町2)の舗装整備に伴う工事請負費の増額 ※ 財源:国庫補助金(社会資本整備総合交付金)、地方債(公共事業等債)	9,996	8,998	8,000		△ 7,002
86	土木費	自歩道分離整備改良事業費	国庫補助金の交付額確定に伴う財源更正 ※ 財源:国庫補助金(社会資本整備総合交付金)、地方債(公共事業等債)		△ 250	△ 300		550
87	土木費	バリアフリー化改良事業費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				1,046	△ 1,046

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
88	土木費	市道522400線道路改良事業費(公共)	①市道522400線(根本町8)の道路拡幅に伴う工事請負費の増額 ②国庫補助金の交付内示額の増に伴う財源更正 ※ 財源:国庫補助金(社会資本整備総合交付金)、地方債(公共事業等債)	23,000	11,500	10,400		1,100
89	土木費	河川維持費	①大波佐川護岸整備に伴う工事請負費の増額 ※ 財源:地方債(緊急自然災害防止対策事業債(充当率100%、交付税措置率70%)) ②地方債(緊急浚渫推進事業債)の充当に伴う財源更正	4,500		6,800		△ 2,300
90	土木費	河川改良事業費	中原川護岸整備に係る工事請負費の増額 ※ 財源:地方債(緊急自然災害防止対策事業債(充当率100%、交付税措置率70%))	20,000		20,000		
91	土木費	公園施設整備費	①松坂西公園藤棚改修に伴う工事請負費の増額 ②ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正	2,310			500	1,810
92	消防費	防災関係施設整備費	令和7年度に指定避難所2か所(陶都中学校体育館、小泉小学校体育館)に空調整備を行うための実施設計業務に伴う委託料の増額 ※ 財源:地方債(緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%))	6,300		6,300		
93	消防費	防災情報提供費	10月からの郵便料値上げに伴う通信運搬費の増額	816				816
94	消防費	避難行動要支援者台帳システム関係費	10月からの郵便料値上げに伴う通信運搬費の増額	56				56
95	教育費	教育振興基金積立金	令和6年2月の寄附を原資とした、教育振興基金への積立金の増額 ※ 財源:ふるさと応援基金繰入金	1,000			1,000	

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
96	教育費	奨学基金積立金	令和6年2月の寄附を原資とした、奨学基金への積立金の増額 ※ 財源：ふるさと応援基金繰入金	3,000			3,000	
97	教育費	土曜学習講座実施事業費	土曜学習講座の拡充実施に伴う使用料及び賃借料等の増額 ※ 財源：教育振興基金繰入金（令和6年1月の寄附金を原資とする）	500			500	
98	教育費	小学校管理費	複写機使用料の値上げに伴う使用料及び賃借料等の増額	557				557
99	教育費	小学校ICT管理運営費	シンクライアントシステムユーザーライセンス更新設定保守に伴う委託料の増額	1,480				1,480
100	教育費	要保護児童等就学援助費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				1,558	△ 1,558
101	教育費	笠原小中学校建設事業費（補助対象分）	笠原小中学校建設工事の年度施工割合の変更に伴う工事請負費の減額 ※ 財源：国庫補助金（太陽光発電等整備費補助金）、地方債（義務教育学校太陽光発電等整備事業債（学教債）） ※ 継続費の変更もあり	△ 11,880	△ 4,391	△ 5,700		△ 1,789
102	教育費	中学校管理費	複写機使用料の値上げに伴う使用料及び賃借料等の増額	480				480
103	教育費	中学校ICT管理運営費	シンクライアントシステムユーザーライセンス更新設定保守に伴う委託料の増額	911				911

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
104	教育費	要保護生徒等就学援助費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				1,557	△ 1,557
105	教育費	中学校施設改良事業費	平和中学校屋根防水改修工事の年度施工割合の変更に伴う工事請負費の減額 ※ 財源：地方債（中学校施設整備事業債・単独（学教債）） ※ 継続費の変更もあり	△ 68,124		△ 51,100		△ 17,024
106	教育費	中学校耐震補強事業費	平和中学校非構造部材耐震補強工事の年度施工割合の変更に伴う工事請負費の減額 ※ 財源：国庫補助金（中学校施設環境改善交付金）、地方債（中学校施設整備事業債・補助（強靭化）） ※ 継続費の変更もあり	△ 260,233	△ 84,142	△ 150,000		△ 26,091
107	教育費	過年度返還金（子育てのための施設等利用給付費）	令和5年度決算による国庫負担金及び県負担金の返還に伴う償還金の増額	5,820				5,820
合計（補正額総額）				342,097	△ 57,877	△ 51,500	81,394	370,080

令和6年度　一般会計税等内訳一覧表

（補正第3号）

（単位：千円）

内容		金額
1 市税		
2 地方譲与税	自動車重量譲与税	
	地方揮発油譲与税	
3 利子割交付金		
4 配当割交付金		
5 株式等譲渡所得割交付金		
6 法人事業税交付金		
7 地方消費税交付金		
8 ゴルフ場利用税交付金		
9 環境性能割交付金		
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		
11 地方特例交付金		
12 地方交付税	普通交付税	
	特別交付税	
13 交通安全対策特別交付金		
20 繰入金	財政調整基金繰入金	
	（うち可処分）	
	（うち災害留保分）	
21 繰越金		370,080
22 諸収入	市預金利子	
23 市債	臨時財政対策債	
その他一般財源		
合計		370,080

令和6年度　一般会計予算（補正第3号）の主要内容

（継続費）　（単位:千円）

項目	番号	事業名	総額	年度	年割額	財源内訳 国県支出金	地方債	その他	一般財源
継続費の追加	1	新本庁舎新築設計事業	264,816	6	7,202				7,202
				7	103,375		28,900		74,475
				8	154,239		115,600		38,639
				計	264,816		144,500		120,316
	2	新本庁舎オフィス環境整備事業	10,904	6	1,091				1,091
				7	4,362				4,362
				8	5,451				5,451
				計	10,904				10,904
	3	駅北庁舎改修設計事業	11,936	6	1,194				1,194
				7	10,742				10,742
				計	11,936				11,936
	4	接続棟新築設計事業	6,632	6	664				664
				7	1,327				1,327
				8	4,641				4,641
				計	6,632				6,632
	5	自由通路改修設計事業	2,653	6	266				266
				7	2,387				2,387
				計	2,653				2,653
	6	駅北庁舎オフィス環境整備事業	3,393	6	340				340
				7	1,357				1,357
				8	1,696				1,696
				計	3,393				3,393

（単位:千円）

項目	番号	事業名		総額	年度	年割額	財源内訳			
							国県支出金	地方債	その他	一般財源
継続費の変更	1	変更前	新本庁舎建設準備事業	369,202	4	4,249				4,249
					5	34,635				34,635
					6	286,659				286,659
					7	43,659				43,659
					計	369,202				369,202
		変更後		316,924	4	4,249				4,249
					5	34,635				34,635
					6	270,975				270,975
					7	7,065				7,065
					計	316,924				316,924
	2	変更前	笠原小中学校建設事業(補助対象分)	6,180,673	6	2,078,103	198,245	1,418,200		461,658
					7	4,102,570	431,094	2,771,800	20,000	879,676
					計	6,180,673	629,339	4,190,000	20,000	1,341,334
		変更後		6,180,673	6	2,066,223	193,854	1,412,500		459,869
					7	4,114,450	435,484	2,777,300	20,000	881,666
					計	6,180,673	629,338	4,189,800	20,000	1,341,535
	3	変更前	平和中学校屋根防水改修工事	123,862	5	49,545		37,100		12,445
					6	74,317		55,700		18,617
					計	123,862		92,800		31,062
		変更後		123,862	5	49,545		37,100		12,445
					6	6,193		4,600		1,593
					7	68,124		51,000		17,124
					計	123,862		92,700		31,162

（単位:千円）

項目	番号	事業名		総額	年度	年割額	財源内訳			
							国県支出金	地方債	その他	一般財源
継続費の変更	4	変更前	平和中学校非構造部材耐震補強工事	473,150	5	189,260	61,194	110,100		17,966
					6	283,890	91,791	165,200		26,899
					計	473,150	152,985	275,300		44,865
		変更後		473,150	5	189,260	61,194	110,100		17,966
					6	23,657	7,649	15,200		808
					7	260,233	84,142	151,400		24,691
					計	473,150	152,985	276,700		43,465

（単位:千円）

項目	番号	事業名	総額	年度	年割額	財源内訳			
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
継続費の廃止	1	オフィス基本設計業務	5,496	6	2,198				2,198
				7	3,298				3,298
				計	5,496				5,496

（債務負担行為）

（単位:千円）

項目	番号	事項	期間	限度額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
債務負担行為の追加	1	屋外体育施設指定管理委託（星ケ台運動公園整備に伴う増額分）	令和7年度	8,032				8,032

特別会計の主な事業内容

議第 85 号

（単位:千円）

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	繰越金
国民健康保険事業特別会計（補正第2号）	1	一般管理事務費	社会保障・税番号制度システム整備費県補助金の増額に伴う財源更正 ※ 財源:一般会計繰入金		3,294		△ 3,294	
	2	保険料賦課徴収事務費	マイナンバーカードと被保険者証一体化対応に伴う委託料及び10月からの郵便料値上げに伴う通信運搬費等の増額 ※ 財源:県支出金、一般会計繰入金	9,849	8,690		1,159	
	3	国民健康保険事業趣旨普及費	社会保障・税番号制度システム周知広報事業県補助金の増額に伴う財源更正 ※ 財源:一般会計繰入金		119		△ 119	
	4	特定健康診査等事業費	10月からの郵便料値上げに伴う通信運搬費の増額 ※ 財源:財政調整基金繰入金	351			351	
	5	特定健康診査・保健指導負担金返還金	令和5年度決算による県負担金の返還に伴う償還金の増額 ※ 財源:財政調整基金繰入金	2,874			2,874	
	6	国民健康保険保険給付費等交付金返還金	令和5年度決算による県負担金の返還に伴う償還金の増額 ※ 財源:財政調整基金繰入金	33,111			33,111	
	7	国保事業費納付金（退職分）返還	令和4年度国保事業費納付金（退職分）の精算金の確定に伴う償還金の増額 ※ 財源:財政調整基金繰入金	39			39	
	8	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金返還金	令和5年度決算による県補助金の返還に伴う償還金の増額 ※ 財源:財政調整基金繰入金	98			98	
	9	出産育児一時金臨時補助金返還金	令和5年度決算による国庫補助金の返還に伴う償還金の増額 ※ 財源:財政調整基金繰入金	35			35	
	10	繰上充用金	繰上充用金額確定に伴う補填金の減額 ※ 財源:財政調整基金繰入金	△ 12,325			△ 12,325	
合計				34,032	12,103		21,929	

議第 86 号

（単位:千円）

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	繰越金
介護保険事業特別会計（補正第1号）	1	介護認定審査会費	10月からの郵便料値上げに伴う通信運搬費の増額 ※ 財源:一般会計繰入金	109			109	
	2	認定調査等費	10月からの郵便料値上げに伴う通信運搬費の増額 ※ 財源:一般会計繰入金	348			348	
	3	介護給付費準備基金積立金	支払基金交付金追加分及び軽減負担金交付金追加分、前年度繰越金を介護給付費準備基金に積み立てる積立金の増額 ※ 財源:支払基金交付金19,093、一般会計繰入金4,324	124,321			23,417	100,904
	4	国庫支出金過年度還付金(介護給付費負担金)	令和5年度決算による国庫負担金の返還に伴う償還金の増額	33,877				33,877
	5	県支出金過年度還付金(介護給付費負担金)	令和5年度決算による県負担金の返還に伴う償還金の増額	29,749				29,749
	6	国庫支出金過年度還付金(地域支援事業)	令和5年度決算による国庫負担金の返還に伴う償還金の増額	2,322				2,322
	7	県支出金過年度還付金(地域支援事業)	令和5年度決算による県負担金の返還に伴う償還金の増額	1,349				1,349
合計				192,075			23,874	168,201

(債務負担行為)

（単位:千円）

項目	番号	事項	期間	限度額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	繰越金
債務負担行為	1	緊急通報システムセンター装置借上料	令和7年度から 令和11年度まで	3,769	2,178		1,591	

議第　号

（単位:千円）

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	繰越金
後期高齢者医療特別会計（補正第1号）	1	賦課徴収事務費	10月からの郵便料値上げに伴う通信運搬費等の増額 ※ 財源:一般会計繰入金	664			664	
合計				664			664	

財政判断指数の見込み

財政判断指標	償還可能年数（年）	経費硬直率（%）	財政調整基金充足率（%）	経常収支比率（%）	実態収支（千円）
財政判断指数（補正第３号）	6.2	74.9	26.4	91.1	△ 3,160,000
財政判断指数（補正第２号）	6.4	74.9	22.5	91.1	△ 1,370,000
財政判断指数（補正第１号）	6.4	74.9	22.5	91.1	△ 1,380,000
財政判断指数（当初予算）	6.4	74.9	22.5	91.1	△ 1,430,000
財政判断指数（目標値）	7.0	74.0	15.0	90.0	―
財政判断指数（基準値）	10.0	77.0	7.5	93.0	―

議第88号　工事請負契約の締結について

1　契約の目的　　新北消防署 建築工事

2　契約の方法　　事後審査型制限付き一般競争入札

3　契約金額　　　一金　822,800,000円

4　契約の相手方　吉川・飯田特定建設工事共同企業体

代表構成員　中津川市小川町２番８号
株式会社吉川工務店
代表取締役　吉川 幸輝

構成員　　　多治見市大正町３丁目67番地
株式会社飯田建設
代表取締役　飯田 道広

【参考】

入札の執行状況：

・応札者数　５者

・落札率（落札金額／予定価格）　99.42％

・入札日　令和６年７月３日

事業概要：

1　多治見北消防署の建築（新築・外構）工事を行うもの。
（庁舎棟建築：延べ面積　1,446.94㎡　鉄筋コンクリート造地上３階建て
訓練棟建築：延べ面積　261.10㎡　鉄筋コンクリート造地上３階建て）

2　履行期間：契約日～令和８年１月20日　　仮契約日　令和６年７月９日

議第89号　工事請負契約の締結について

1　契約の目的　　新北消防署 電気設備工事

2　契約の方法　　事後審査型制限付き一般競争入札

3　契約金額　　　一金　214,500,000円

4　契約の相手方　松本・小境特定建設工事共同企業体

代表構成員　多治見市光ケ丘２丁目29番地
株式会社松本電気設備
代表取締役社長　松本 達

構成員　　　多治見市錦町３丁目８番地
小境電気工事株式会社
代表取締役　小境 啓介

【参考】

入札の執行状況：

・応札者数　５者

・落札率（落札金額／予定価格）　97.18％

・入札日　令和６年７月３日

事業概要：

1　多治見北消防署の電気設備工事を行うもの。

（庁舎棟建築：延べ面積　1,446.94㎡　鉄筋コンクリート造地上３階建て
　訓練棟建築：延べ面積　261.10㎡　鉄筋コンクリート造地上３階建て）
２　履行期間：契約日～令和８年１月20日　　仮契約日　令和６年７月12日

議第90号　物品供給契約の締結について

１　契約の目的　　高規格救急自動車購入
２　契約の方法　　指名競争入札
３　契約金額　　　一金　21,890,000円
４　契約の相手方　多治見市前畑町４丁目92番地
　　岐阜トヨタ自動車株式会社多治見店
　　店長　浅井　勝也

【参考】

入札の執行状況：
・応札者数　３者
・落札率（落札金額／予定価格）　98.71％
・入札日　令和６年７月10日

事業概要：
１　笠原消防署の高規格救急自動車を更新するもの。
２　車両：トヨタ ハイメディック
３　数量：１台
４　履行期間：契約日～令和７年３月31日　仮契約日　令和６年７月16日

議第91号　指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。
１　施設の名称　多治見市養正交流センター
２　指定管理者の名称等　多治見市豊岡町１丁目55番地
　　公益財団法人多治見市文化振興事業団
　　理事長　青山　崇
３　指定期間　令和７年４月１日から令和12年３月31日まで（５年間）

選定結果

候補団体	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
現在の指定管理者	―	
評価		
評価項目	配点	得点
１．施設運営の基本的な考え方	20	19.3
２．施設運営	10	9.0
３．組織・運営体制	15	13.5
４．収支計画	15	12.7

5．経営能力	10	10
6．複合施設を活かした提案	20	18.5
7．公民館事業の提案	20	19.3
8．児童館事業の提案	20	19.3
評価合計点	130	121.6
	最低基準点　78点	

指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	158,200千円	158,200千円

議第92号　東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更に関する協議について

1　改正趣旨及び改正内容

本市、瑞浪市及び土岐市の３市において、ごみ焼却施設等の共同処理を進めるに当たり、東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務に新たに「行政機能の広域化に関する調査・研究を行うことができる」旨の規定を追加する（第３条関係）。

2　施行日　令和７年４月１日

議第93号　第８次多治見市総合計画基本計画を変更するについて

避難所環境充実を目的として、学校体育館への空調機の整備に向けて総合計画基本計画事業を変更する。

【変更前】

政策の柱３　元気で安心して暮らせるまちづくり		
	施策５　地域防災・防犯対策	
		8　的確かつ自主的な早期避難を促すため、地域特性を踏まえた防災計画の策定を支援します
		9　自主防犯活動を支援するなど、地域の安全向上に努めます

【変更後】

政策の柱３　元気で安心して暮らせるまちづくり		
	施策５　地域防災・防犯対策	
		8　的確かつ自主的な早期避難を促すため、地域特性を踏まえた防災計画の策定を支援します
		9　避難所環境を充実させるため、小泉小学校と陶都中学校の体育館に空調機を整備します
		10　自主防犯活動を支援するなど、地域の安全向上に努めます

【市民参加状況報告（議会基本条例第13条第４号関係）】

1　パブリック・コメント手続

［案　　件］　第８次多治見市総合計画基本計画の変更について（指定避難所

空調整備事業の基本計画事業への追加）
［実施期間］　令和６年７月２日から同年８月２日まで
［寄せられた意見と市の回答］　意見なし

２　多治見市事業評価委員会
［案　　件］　第８次総合計画基本計画事業の変更（追加）について
［期　　日］　令和６年７月31日
［主な意見と市の回答］
（意見の要旨）（１）　学校体育館への空調機の整備は、災害時の避難所環境充実という防災施策上の目的で行うとのことであるが、平常時における教育活動でも使用できるか。
（２）　空調機は、教育活動以外のクラブ活動や学校開放等でも使用することはできるか。
（市 の 回 答）（１）　平常時の教育活動でも使用できる。
（２）　使用できる。ただし、教育活動以外で使用する場合は、冷暖房設備使用料を徴収する。

議第94号　多治見市教育委員会委員の任命について

木下　貴子（きのした　たかこ）委員が令和６年９月30日に任期満了となるため、渡邊　加余子（わたなべ　かよこ）氏を新たに多治見市教育委員会委員に任命する。

【参考】

委員数：４人
職　務：教育委員会の構成員として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条各号に掲げられた職務権限の適正な行使を担う。
（多治見市教育委員の職務に関する要綱（平成22年教育委員会告示第31号）第２条）

議第95号　多治見市固定資産評価審査委員会委員の選任について

宮嶋　英治（みやじま　えいじ）委員が令和６年10月28日に任期満了となるため、同氏を引き続き、多治見市固定資産評価審査委員会委員に選任する。

【参考】

委員数：３人
委員会の目的：固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する。
（地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第１項）

諮第２号　人権擁護委員の推薦について

堀場　敏光（ほりば　としみつ）委員が令和６年12月31日に任期満了となるため、同氏を引き続き、人権擁護委員として推薦する。

【参考】

委員数：10人

職　務：（１）　自由人権思想に関する啓もう及び宣伝をなすこと。

（２）　民間における人権擁護運動の助長に努めること。

（３）　人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。

（４）　貧困者に対し訴訟援助その他その人権擁護のため適切な救済方法を講ずること。

（５）　その他人権の擁護に努めること。

（人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第11条）